

表 彰 規 程

公益社団法人 全国子ども会連合会(以下「この法人」という)が行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第1条 子ども会、子ども会活動助成にあたっている指導者(指導者組織も含む)、育成者(育成組織も含む)等に対して、その業績を表彰し、今後における子ども会活動の振興をはかる。

(被表彰団体(者))

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

1. 団体表彰 子ども会、ジュニア・リーダー組織、シニア・リーダー組織、指導者組織および育成組織とし、おおむね10年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著である子ども会所属の団体。過去に表彰された団体で、受賞後10年以上経過した団体も対象とする。
2. 個人表彰 指導者・育成者とし、おおむね20年以上にわたり継続して子ども会活動の指導、または、育成に従事し、その功績が顕著である個人。

(推薦者)

第3条 推薦者は、子ども会の都道府県・指定都市連合体の代表者とする。

(推薦方法)

- 第4条
1. 被表彰団体(者)の推薦は、子ども会の都道府県・指定都市連合体の代表者によって既に表彰されたものを対象とする。但し、都道府県・指定都市連合体に直接所属している団体については、代表者による表彰の有無にかかわらず対象とする。
 2. 第3条にもとづく推薦者は、本条第1項の対象に対し、次の区分にもとづいて①②③⑤については1件の推薦を④については2件の推薦を行うことができる。ただし、「全国子ども会育成中央会議」開催県(市)子連においては、その年度に限り、個人のみ4件以内の推薦ができることとする。
 - ① 子ども会
 - ② ジュニア・リーダー組織
 - ③ シニア・リーダー組織
 - ④ 指導者・育成者
 - ⑤ 指導者組織および育成組織
 3. 子ども会の都道府県・指定都市連合体の代表者は、本条第2項の推薦件数にかかわらず、第5条第2項の選考の被表彰団体(者)として、本条第1項に該当しないものを推薦することができる。

(選考)

- 第5条
1. 第4条第1項の選考は、執行理事会の構成員の過半数の決議をもって行う。
 2. 第4条第3項の選考は、理事会の決議をもって行う。
 3. 選考は年1回行うこととし、選考の結果は、推薦者・被表彰団体(者)に通知するとともに、この法人のホームページ等で公表する。

(表彰)

- 第6条
1. 表彰は、表彰式または、伝達式によって行う。
 2. 被表彰団体(者)には、表彰状ならびに記念品を贈呈する。

(感謝状の贈呈)

- 第7条 この法人は、次のものに感謝状を贈呈する。
- ① 被表彰団体(者)のうち、第2条第1号の子ども会についてはその育成会に対し、同条第2号の指導者・育成者についてはその配偶者に対して贈呈する。

- ② 退任した子ども会の都道府県・指定都市連合体の代表者。
ただし、任期が4年未満のもの及び理事会で相応しくないと決議されたものを除く。

(奨励賞の贈呈)

第8条 この法人は、子ども会の都道府県・指定都市連合体に対しては、その設立後10年を経過するごとに奨励賞を贈呈する。

(叙勲・褒章の推薦)

第9条 この法人は、国が行う叙勲・褒賞に関し、候補者を推薦する。

(その他の顕彰等)

第10条 本表彰規程にもとづかない顕彰または感謝状の贈呈等を行う場合は、その都度理事会の決議を経て決定する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 昭和45年6月13日 制定
2. 昭和46年2月12日 一部改正
3. 昭和49年2月8日 一部改正
4. 昭和52年5月21日 一部改正
5. 昭和56年5月28日 一部改正
6. 昭和59年2月11日 一部改正
7. 平成9年5月23日 一部改正
8. 平成14年2月9日 一部改正
9. 平成17年2月9日 一部改正
10. この規程は、平成25年11月20日の理事会で改正し、平成25年11月20日から施行する。
11. この規程は、平成26年12月9日の理事会で改正し、平成26年12月9日から施行する。
12. この規程は、平成28年9月20日の理事会で改正し、平成28年9月20日から施行する。
13. この規程は、平成29年9月14日の理事会で改正し、平成29年9月14日から施行する。
14. この規程は、平成30年12月13日の理事会で改正し、平成30年12月13日から施行する。

補則事項 表彰規程に関する補則事項は、次のとおりとする。

第4条第2項の推薦区分のうち、①推薦される対象となる子ども会(団体)は、市(区)町村連合体組織ではなく、単位子ども会とする。③シニア・リーダー組織⑤指導者組織および育成組織については、単位の育成会以外の市(区)町村組織とする。
ただし、合併により市町村が新たになった場合は、旧市町村にて既に表彰を受けている場合においても、推薦することができる。また、合併後に、旧市町村を推薦する場合は、新市町村内における支部等と位置づければ、推薦することができる。
なお、学校区子ども会連合組織に関しても ①子ども会推薦枠ではなく、⑤指導者組織および育成組織の推薦枠にて推薦することとする。